

サービス提供体制強化加算および

特定事業所加算算定基準の職員配置割合計算について

サービス提供体制強化加算および特定事業所加算の算定基準にある職員の割合計算については「常勤換算方法により算出した平均」にて求めるように定められていますが、具体的計算については下記に従って計算してください。

○各月の「常勤の従業者が勤務すべき時間数(T_M)」は月毎に次の式で計算する(小数点第1位四捨五入)。

$$T_M = T_W \times D_M / D_W$$

T_M : 常勤の従業者が対象月に勤務すべき時間数〔時間〕

T_W : 就業規則等で定められている、常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間〔時間〕

※32時間を下回る場合は32時間とし、40時間を上限とする。

D_M : 当月の営業日数〔日〕、 D_W : 週当たりの営業日数〔日〕

(例) 常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(T_W)が40時間、月曜～土曜営業($D_W=6$)で、4月の営業日数(D_M)が25日間だった場合

$$4 \text{ 月における常勤者が勤務すべき時間数}(T_M) = 40 \times 25 / 6 = 166.6\cdots \Rightarrow 167 \text{ 時間}$$

○上記で求めた「常勤の従業者が対象月に勤務すべき時間数(T_M)」をその月の就労時間の上限とする。
つまり、ひとりの従業員がその月の「常勤の従業者が対象月に勤務すべき時間数(T_M)」を超えて就労した場合であっても、この時間を超えた部分については常勤換算の計算に含めない。

○常勤として位置付けられた職員の休暇・出張の時間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない場合は勤務時間に含めてもよい(兼務の場合は時間を按分する)。1月を超える場合は、超えた日から非常勤職員として扱い、以降については休暇等の時間を勤務時間に含めない。

○兼務をしている職員の場合は、該当職種に従事した時間のみを常勤換算の計算に計上できる。例えば、生活相談員として100時間、介護職員として60時間就労している者は、介護職員のための時間を求める際には60時間のみ計上できる。

(ただし、例外としてグループホームにおける管理者で、かつ介護職員を兼務している者に限り、両方の時間を合算して計上できる)

○通年の平均値は、まず各月毎に常勤換算の値を求め(小数点第2位以下切捨て)、その平均をとった値とする(小数点第2位以下切捨て)。

○常勤換算の計算については、次の式で求める。ただし、「直接サービスを提供する職員の数」等、複数の職種にまたがる計算が必要な場合は、次の式によりそれぞれの職種について計算した上で、それらを足し合わせて求める。

(月を通じて常勤専従の職員の数)

+ (月を通じて常勤専従ではない職員の該当就労時間の和 ÷ 常勤の従業者が勤務すべき時間数(T_M))

(例)

常勤の従業者が勤務すべき時間数(T_M)=160 時間

a: 月を通じて常勤専従(介護職員)。

b: 月半ばに退職。常勤専従(介護職員)。100 時間就労。

c: 月を通じて常勤兼務(看護職員兼介護職員)。介護職員、看護職員としてそれぞれ 80 時間就労。

d: 非常勤専従(介護職員)。50 時間就労。

この月の常勤換算の値は次の通り

$$\text{「介護職員の総数」} = 1 + \frac{100+80+50}{160} = 2.4375 \rightarrow 2.4$$

$$\text{「看護職員の総数」} = \frac{80}{160} = 0.5 \rightarrow 0.5$$

$$\text{「看護・介護職員の総数」} = 1 + \frac{100}{160} + 1 + \frac{50}{160} = 2.9375 \rightarrow 2.9$$

○割合を算出した際の端数は小数点第3位以下(％で表示した場合は小数点第1位以下)を切捨てとする。

(例) $\frac{8.3}{11.0} \times 100 = 75.45 \dots \rightarrow 75$

~~~~~(参考)~~~~~

「常勤の従業者が勤務すべき時間数(T<sub>M</sub>)」の計算式について

週5日営業で40時間働く場合、15日間の営業なら働く時間は120時間となる。すなわち

$$\left( \begin{array}{c} \text{常勤者が勤務すべき} \\ \text{時間数(週あたり)} \end{array} \right) : \left( \begin{array}{c} \text{常勤者が勤務すべき} \\ \text{時間数(月あたり)} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{営業日} \\ \text{(週あたり)} \end{array} \right) : \left( \begin{array}{c} \text{営業日} \\ \text{(月あたり)} \end{array} \right)$$

の関係から

$$\left( \begin{array}{c} \text{常勤者が勤務すべき} \\ \text{時間数(月あたり)} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{常勤者が勤務すべき} \\ \text{時間数(週あたり)} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{営業日} \\ \text{(月あたり)} \end{array} \right) / \left( \begin{array}{c} \text{営業日} \\ \text{(週あたり)} \end{array} \right)$$